検証する月刊情報誌 EXAMINER
イグザミナ1998年1月号(通巻124号)
昭和63年1月27日第3種郵便物認可
1997年12月15日発行(毎月1回15日発行)

イグザミナ

特集 2008年 オリンピックを大阪に

BIG INTERVIEW 瀬戸雄三・アサヒビール社長

特別インタビュー 坪井一宇・国土政務次官

トラ、寅、タイガー 虎づくし

通貨不安と香港／新連載 実力派弁護士に聞く

小角 亨VS眞島 弘対談(上)／関西なんでも日本一 500系のぞみ

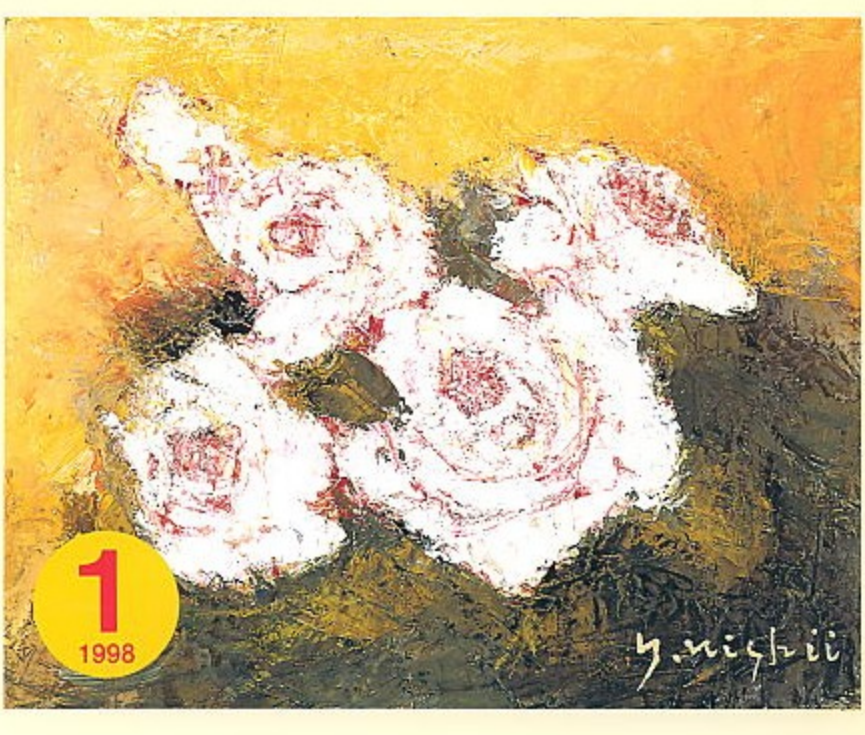

新連載 実力派弁護士に聞く①

〈まちづくり〉坂和章平弁護士

医師と並んで、いざという時に私達が頼りにするのが弁護士。しかし医師以上に広告規制が厳しく、どこにどんな弁護士がいて、どの分野が得意なのか、人柄はどうかなどがまったくわからないのが現状。一方、ビジネスの世界では、企業活動の規制緩和が進み、暴力団はますます巧妙に暗躍し、私生活では、社会生活がますます複雑化し、実力と経験のある弁護士が切実に求められています。そこで今月号より、関西の実力派弁護士にインタビューし、二十一世紀を生き抜く法律の知恵、上手な弁護士の選び方、依頼の方法などをうかがいます。

スタートは、大阪国際空港騒音訴訟、西淀川大気汚染訴訟、阿倍野再開発訴訟、モノレール訴訟などで活躍。都市再開発、都市計画、阪神大震災の復興まちづくりに具体的に関与しつつ、提言を行なっておられる坂和章平弁護士。行政と地域住民が協力してまちづくりをいかに進めていくか、その際の弁護士はどう選べば良いのかを中心にうかがいました。

(インタビュー・構成／大竹奉一)

昭和24年愛媛県松山市生まれ。愛光学園卒。46年大阪大学法学部卒。現在、坂和総合法律事務所・所長弁護士。大阪空港訴訟、西淀川訴訟、阿倍野再開発訴訟、モノレール訴訟などで活躍。都市再開発、都市計画、阪神大震災の復興まちづくりに具体的に関与しつつ、提言を行なう。著書に『苦悩する都市再開発』『妖路に立つ都市再開発』『ルートは誰が決める――大阪モノレール訴訟顛末記』『阿倍野再開発訴訟の歩み』『震災復興まちづくりへの模索』『まちづくり法実務体系』(いずれも共著)『都市づくり弁護士奮闘記』

お上だけで決める日本の都市計画

――行政が示した都市計画、再開発のプランに対して、時々訴訟が行なわれますが、住民と行政が一緒になってプランを考えるというシステムはないのですか。

坂和 基本的にはないのです。私が関与した大阪駅前、阿倍野地区の都市再開発は、大阪市が施行者となって再開発をする事業ですが、「地元のみなさんの意見を出して下さい」というような発想や働きかけはまったくなく、大阪市のプランを行政だけで作って「これがいちばんいい案であるはずだからこれで行く」と進められるのです。行政の「公権力の行使」は、住民の利益と公共の利益のバランスの上に行なわれるのですが、都市計画のプラン作成に当たって地元の意見を聞くシステムが不十分な点が日本の都市計画の特徴です。そのため地元の住民にすれば、地元の利益を無視して公共のために犠牲になるという被害者意識的なとらえ方が出てくるのも当然です。「こんな計画を、いつ・誰が・誰に相談して作ったのか」「そんなバカな事があるか」と訴訟になるのです。

――行政だけで都市計画プランを決めるのは、日本だけですか。

坂和 日本はその色彩が非常に強いのです。裏返せば日本では、地方分権ができていない、地方自治ができていない、国民に民主主義の考えが定着していないということに行き着くのです。かつて京都の町衆、堺の自治都市が持っていた、まちは住民が創るんだという発想・伝統がどこかで途切れてしまっているのです。ルールは自分達で創るんだという経験が少なく、土地の利用についても地元の地権者が相談して決めていくという経験がまったくなく、上からまちづくりの各種の条件が与えられたなかで、自分が家を建てるときになって、建築基準法はこうだからそれは守らなければならないとなるのです。

逆に言うと、それを守れば何を建ててもいいというのが日本の特徴です。例えば建物の色は真っ赤でも、真っ黄色でもいいのです。周辺の景観、まち単位でのあり方を都市計画や土地利用計画の中に取り入れる考えや制度はほとんどなく「おれの土地の上におれの建物を建てるのだ。建築基準法さえ守っていればまったく自由だ」というわけで、これを『建築自由の原則』といいます。その反対が『建築不自由の原則』で、たとえばドイツではBプラン・Dプランという形で土地の利用計画を住民みんなで決めていて、そこでは建物を建てること自体が不自由である、みんなの了解がないと建てられないとしています。これによって、まち全体として非常に美しく機能的な都市づくりが行なわれているのです。

――日本の場合、行政の側でプランをつくる段階で住民の声を聞くシステムを作ることが大切なのでは…。

坂和 そのとおりです。しかし他方、行政の姿勢とともに住民の側も勉強しなければならないし、民主主義のルールを守る訓練も必要だし、そういう学習が必要不可欠です。

行政が「まちづくり協議会」結成を積極的に推進して

――阪神大震災の復興で新しい試みがされていると聞いていますが…。

坂和 兵庫県、神戸市などは「行政と地元住民が一緒にまちづくりをやっていこう」と「協働のまちづくり」という考えで復興を進めています。『二段階都市計画決定方式』と呼ばれ、行政が基本プランを立て、地元住民はそれを基礎に勉強して自分たちのプランを作って修正を求めていくという方式です。現実には難しい部分もありますが、方向性としては非常に重要です。今までの日本のまちづくりになかった壮大な社会的実験が被災地のまちづくりの中で行なわれているのです。この方式が根づくのか、それとも「こんなもの、いろんな意見が出るだけで機能しないじゃないか」「役に立たないじゃないか」と潰れてしまうのかが、今問われています。

壮大な社会的実験が、神戸の被災地のまちづくりの中で

――具体的にはどのように進められているのですか。

坂和 神戸市内では「まちづくり協議会」という住民組織が昭和五十六年からスタートし、震災前に十二を数えていたのです。日本全体としてはごく例外的な活動です。そこでは地域住民のコミュニケーションが非常によく、しかもコンサルタント・コーディネーター・弁護士など各種の専門家が中に入って、こういうプランを立てれば補助金が貰えるとか、専門的な見地からのアドバイスを受けて活動していたのです。このような地区は震災復興の立ち上がりも早く、復興まちづくりの方向づけも、うまく進んでいます。この例にならって、兵庫県、神戸市、西宮市、芦屋市などは、被災地で『まちづくり協議会』を作ることを積極的によびかけたのですが、住民の意識が高くてよくまとまり、震災後早期に『まちづくり協議会』が結成され、コンサルタント・コーディネーター・弁護士など各種の専門家がさっと入っていけた地区は、うまくそれが機能し、喧嘩しながらであっても一定の方向性が一定の時間内にできて『二段階都市計画決定方式』が着実に実りつつあります。ところがそれが欠けていて、『まちづくり協議会』の結成が半年後になったというような地区は、なかなかそれが進まないのです。専門家が入るのが遅れて『まちづくり協議会』が分裂、対立してしまい、推進派、反対派がそれぞれ専門家を頼んで「空中戦」になっている地区もあります。いくら行政が住民からの修正案を受け入れる姿勢をもち、専門家が入って適切なアドバイスをしようとしても、住民のチームワークがなければ『まちづくり協議会方式』『二段階都市計画決定方式』も機能することが出来ないのです。日本の都市計画を進めるには行政の姿勢だけでなく、日本人の意識の問題が大きく関係してくるのです。

建設省の『事業要綱』『通達』で動く、日本の都市づくり

――都市づくりの法律は弁護士でも非常に難しいと聞きますが…。

坂和 日本の都市づくりに関する法律には『都市計画法』『都市再開発法』『建築基準法』などがありますが、これらは非常に複雑、難解でそれを読んで「ふんふんなるほど」とわかる人は百人中百人おりません。まちづくり、都市計画とは何か、建物を建てるとはどういうことかについて、法律の相互の関連、何を意味しているのかが、戦後五十年の経過の中で複雑になりすぎてわからないのです。さらに『都市計画法』や『建築基準法』は、まだ役人、学者の書いた解説書があるので曲がりなりにもわかるのですが、いちばん困るのは建設省が作って、毎年変化し追加される『事業要綱』『通達』などです。それで動いている部分が非常に大きいにもかかわらず、建設省に「資料を下さい」と電話などでお願いしない限り、情報に接することすらできないのです。

――「官僚の越権行為」とよく批判されるものですね。

坂和 そうです。法律以外で動いている部分が現実には強く、弁護士にも見えにくい。まして一般国民には全く見えない。それがわかるのは建設省の役人、行政の都市計画の部局の担当などごく一部、そして現場で都市計画を立てたり、建物を建てたりしている人、コンサルタント、建築系の人です。法律専門家は、相当突っ込んで勉強している人以外はほとんどわかっていないといっていいでしょう。このまちづくり法の複雑さ・難解さが、日本の国民が、まちづくりに興味を示さない根本原因です。

――都市問題でいい弁護士を見つけるにはどうすればいいのですか。

坂和 各弁護士会で法律相談を受けるシステムがあります。都市問題に限らず、自分の個人的な知り合いに弁護士がいない場合には、まず弁護士会に行って相談するのが基本です。しかしその時に対応した弁護士が、その問題について的確な処方箋を書けるかというと弁護士によってバラツキがあります。その弁護士が自分でアドバイスし、事件を引き受ける場合もあるでしょうし、出来なければ他の弁護士を紹介します。この方法で都市問題のような特殊領域の問題についても、経験のある弁護士にたどり着けるはずです。たとえば私などのところに「こんな相談を聞いたけれど自分にはよくわからない、聞いてくれないか」という形で回ってくるのです。早めに弁護士会に相談する事をお勧めします。

――知り合いより弁護士会に行ったほうがいいのですか。

坂和 いえ、それは同じことです。今大阪の場合約二千名の弁護士がいますが、それぞれの弁護士が二百名とか三百名、自分が不得意の分野について紹介できる弁護士を持っているのが普通です。

複数の弁護士に相談して、的確な判断を求めることも必要

――担当弁護士あるいは紹介された弁護士が、人間として信頼できるかどうかは…

坂和 それはなかなか難しい問題です。都市問題でも、意欲的に勉強しようという若い弁護士もいますが、わからないなりにいい加減にあしらうという弁護士もあります。私の知っている例でも、裁判になれば数か月で却下されることは今までの判例でわかっているにもかかわらず、依頼人の「納得いかん、裁判やろう」という申し出だけで、「負ける間に何をどうやる」という戦略も戦術もなしに訴訟を提起している例があります。この例では弁護士自身が訴訟提起の意義や敗訴覚悟でもやることの意味合いを理解しているかどうか疑問です。弁護士を決めるには最終的には、依頼者が自分で「この人は頼りになるかならないか」を自分で判断する必要があります。そのため同じ相談案件について一人の弁護士でなく複数の弁護士に聞いてみるのも一つのやり方です。相談料は一万円とか五千円に決まっていますから、それほど高くつきません。むしろ最初の段階で慎重に弁護士を選ぶのが最も安くつく方法でしょう。弁護士の評判や得意分野が市民に公表されていないというのは弁護士の世界全体が遅れていると言えます。開かれた弁護士会にしようという動きもありますが…。

――依頼者と弁護士との相性というのもあるでしょうね。

坂和 あります。二人に限らず、三人、五人に聞いて、相性、どういうアドバイスをしてくれるか、熱意、人間性、着手金の違いなどを知ってやるに越したことはありません。現実にはそこまでやるのは難しいことでしょうが…。

――着手金、報酬金というのはどのように決められているのですか。

坂和 弁護士会の報酬規定というものがあって、争いとなっている案件の価格(訴額)の何%ということで、決まるのです。百万円返してくれという事件、一千万円の手形事件、一億の遺産相続事件、それぞれその額の何%なのです。

――同じ労力で報酬は全く違うということもあるのですね。

坂和 そうです。しかし安い事件はやらない、高い事件だけを取りたい、楽をしてお金を稼ごうという発想の弁護士は伸びません。お金は付いてくるものだと、百万円の事件でも一生懸命やると、依頼者の信頼を得て、今度は一億円の事件の時にも「あの先生」ということで依頼が来るのです。

都市問題というテーマはまずお金にはなりません。一千万円の手形、一億円の遺産相続の方が楽に儲かります。弁護士が頭を絞って、悩んで悩んでお金にはならない事件と、一般的なパターンが決まっていて画一的に処理ができてお金になる事件とがあります。

しかし、お金の事ばかり考えていると面白くないし、逆に慈善事業ばかりやっていると事務所が成り立たない。両方がバランスよく動いていると、収入もあるし、弁護士としての仕事も面白いのです。内輪のことを話しすぎたかも知れませんが、弁護士をよく知って使いこなすことは現代を生き抜く知恵だと思います。

私のストレス解消法

坂和章平

十年前からフィットネスクラブに入って、ほぼ一日おきにランニング・水泳をしています。これが私の健康法。二十五歳から弁護士活動を開始して、日曜・ゴールデンウィーク抜しの仕事好き人間で十数年間。三十代後半になるとだんだん体調が悪くなり、高血圧・不整脈で、医師に「仕事取るの、命取るの」と脅されて、一大決心をしてサウスタワーホテルのフィットネスクラブの会員になったのです。ランニングも最初は十分間だけ。それがだんだん延びて、五年前から五キロ・十キロのマラソンもできるようになって、今やフィットネスに行かないと気持ちが悪いのです。ゴルフもフィットネスで足腰が強くなったせいで面白くなってきましたし、飲むのも食べるのも自由にしても肥満にならず、体は快調。近くの常島ホテルの会員にもなっています。いま元気なのはフィットネスのお陰、あのままでは今頃は寝込んでいたのではないでしょうか。